

会員各位

小児の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正（以下、小児弱視等）の治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズ（以下、治療用眼鏡等）に係る療養費の支給につきましては、今般、新たな技術として保険適用することが承認されました。平成18年3月15日付け厚生労働省保険局長からの通知及び保険局医療課長からの留意事項（保発第0315001号及び保医発第0315001号）をまとめますと、取扱い要領は下記のごとくです。

平成18年4月1日から適用

項目	内容	備考
対象年齢	9歳未満の小児	被保険者証等により被扶養者であること及び申請時に9歳未満であることを確認すること
治療用眼鏡等の支給額	治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内で、上限は児童福祉法補装具の種目、受託報酬の額等に対する基準（昭和48年厚生省告示第187号、平成16年一部改正）別表1「弱視 弱視眼鏡 掛けめがね式」又は「眼鏡 コンタクトレンズ」価格の100分の103に相当する額	<p>児童福祉法</p> <p>補装具の種目、受託報酬の額等に対する基準 別表1（一部抜粋）</p> <p>弱視眼鏡 掛けめがね式 36,700円</p> <p>コンタクトレンズ レンズ1枚 15,400円</p>
治療用眼鏡等の製作所	厚生労働大臣許可店	薬事法第12条第1項に規定する高度管理医療機器又は一般医療機器の製造又は販売について厚生労働大臣の許可を受けていること
治療用眼鏡等の更新条件	<p>(1) 5歳未満</p> <p>治療用眼鏡等の装用期間が1年以上</p> <p>(2) 5歳以上</p> <p>治療用眼鏡等の装用期間が2年以上</p>	療養費支給決定の際は、更新前の治療用眼鏡等の療養費支給日を確認すること
支給の対象外	アイパッチ・フレネル膜プリズム	

治療用眼鏡等の療養費の支給申請には、治療用として必要である旨が確認できるよう次の書類が必要です。

治療用眼鏡等を作成し、又は購入した際の領収書又は費用の額を証する書類

療養担当に当たる保険医の治療用眼鏡等の作成指示等の写し

患者の検査結果

このうち眼科で用意する書類 と つきましては、(社)日本眼科医会で検討の結果、以下のように対応することが決まりました。

- 1) については日本眼科医会製医療費控除申請用処方箋(眼鏡)を用いる(毎年「日本の眼科」2月号に掲載)。
- 2) については現行の日本眼科医会製医療費控除申請用処方箋(眼鏡) の2.治療を必要とする症状 に検査結果を記入する。
- 3) に対する今後の対策として、日本眼科医会は現行の日本眼科医会製医療費控除申請用処方箋(眼鏡)に患者の検査結果記入欄を新たに設け、改訂版を今後発行される「日本の眼科」に臨時掲載する。

なお、今回の療養費支給申請に必要な日本眼科医会製医療費控除申請用処方箋(眼鏡)作成に係る費用につきましては、療養担当規則第6条に「保険医療機関は、患者から保険給付を受けるために必要な保険医療機関又は保険医の証明書、意見書等の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない。

念願であった小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費支給の実現ですが、今後は適用に際して様々な問題が生じることが予想されます。より良い医療を提供するために、臨床でお気づきの点がございましたら是非とも協会までご意見をお寄せ下さい。

平成18年3月吉日

(社)日本視能訓練士協会 会長 臼井千恵